

○菊陽町日中一時支援事業実施要綱

平成19年6月29日

要綱第29号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条及び地域生活支援事業実施要綱(平成18年8月1日付障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づく菊陽町日中一時支援事業(以下「事業」という。)を実施し、法第4条第1項に規定する障害者及び法第4条第2項に規定する障害児(以下「障害者等」という。)の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び介護者の一時的な負担軽減を図ることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は、菊陽町(以下「町」という。)とする。

(サービス提供事業所)

第3条 日中一時支援事業のサービス(以下「サービス」という。)の提供を行う事業所(以下「事業所」という。)は、法人格を有する者で、別表第1の要件を満たす者又は法に基づく短期入所の指定を受けている者若しくはそれと同等のサービスの提供が可能であると町長が認めた者とする。

2 前項の事業所のうち、別表第2の要件を満たす者については、医師の指示を受けて行う次に掲げる医療的ケアを提供することができる。

- (1) 喀痰吸引(口腔内、鼻腔内及び気管カニューレ内部)
- (2) 経管栄養(胃ろう若しくは腸ろう又は経鼻経管栄養)

(事業所登録)

第4条 事業所は、事前に町長に登録申請を行うものとする。

2 事業所は、事前に日中一時支援事業事業所登録申請書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の適否を決定し、日中一時支援事業事業所登録決定・却下通知書(別記様式第2号)により事業所に通知するものとする。

(対象者)

第5条 サービスの対象者は、町内に居住地を有している障害者等であって、介

護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが困難となるため、日中の保護及び看護が必要となる者とする。

(利用手続き)

第6条 サービスの提供を受けようとする障害者等又はその保護者(以下「申請者」という。)は、日中一時支援事業利用登録申請書(別記様式第3号。以下「申請書」という。)を町長に提出するものとする。この場合において、申請者は、申請書を第4条第3項の規定に基づき登録決定した事業所(以下「事業所」という。)を経由して、町長に提出することができる。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、法第21条の規定により、利用の可否を決定し、日中一時支援事業利用決定・却下通知書(別記様式第4号。以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により決定したサービスの有効期間は、利用決定を行った日から1年以内で町長が定める期間とする。

4 利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)が、サービスを利用しようとするときは、決定通知書を登録事業所に提示し、直接申し込むものとする。

(利用の取り消し)

第7条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用決定を取り消すことができる。

(1) 第5条の規定に基づく対象者でなくなったとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。

(3) その他町長が利用を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により、利用の取り消しの決定を行ったときは、日中一時支援事業利用決定取消通知書(別記様式第5号)により利用者に通知するものとする。

(登録事業所の届出義務)

第8条 登録事業所は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに日中一時支援事業事業所登録変更・中止・廃止届(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(利用者の届出義務)

第9条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、日中一時支援事業利用登

録変更・中止届(別記様式第7号)を、速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 住所等を変更したとき。
- (2) 利用を中止しようとするとき。

(利用限度日数)

第10条 利用者の利用限度日数は、当該月の日数から8日を控除した日数とする。
ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(費用の支給及び利用料)

第11条 町長は、別表第3に定めるところによりサービス提供に要する経費(以下「事業費」という。)から次項に定める利用料を差し引いた額を利用者に支給する。

2 利用者は、利用料として事業費の1割を登録事業所に支払うものとする。

(事業費の代理受領)

第12条 利用者が登録事業所からサービスの提供を受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、事業費として町長が支給すべき額を、利用者の委任に基づき利用者の代わりに登録事業所が支給を受けることができる。

(事業費の支払い等)

第13条 登録事業所は、毎月のサービス提供後速やかに「日中一時支援事業事業費請求書(別記様式第8号)」、「日中一時支援事業事業費明細書(別記様式第9号)」及び「日中一時支援事業サービス提供実績記録票(様式第10号)」を町長に提出し、事業費の請求を行うものとする。

2 町長は、前項の請求に基づきその内容を審査のうえ、遅滞なく事業費を登録事業所に支払うものとする。

(利用料の免除)

第14条 町長は、第11条の規定にかかわらず、利用者及びその属する世帯が次のいずれかに該当するときは利用料を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯
- (2) 世帯主及び世帯員の申請時の市町村民税が非課税である世帯

2 前項第2号に規定する世帯の範囲については、利用者が障害者である場合については当該障害者及び配偶者とし、利用者が障害児である場合については、当該障害児を含めた同一世帯全員とする。ただし、当該障害児の保護者が障害者である場合は、当該障害児の保護者及び配偶者とする。

(登録事業所の遵守事項)

第15条 登録事業所は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金等を明らかにし、利用者から請求があった場合は、サービスの提供に従事する職員の有する資格及び経理状況等を開示しなければならない。

2 登録事業所は、正当な理由なく業務上知り得た利用者に関する秘密を漏らしてはならない。

3 登録事業所は、利用者への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。

4 登録事業所は、サービス提供記録等に関する記録を整備し、5年間保管しなければならない。

5 町長が必要と認めるときは、サービスに係る一切の図書の開示を請求できるものとし、登録事業所は、正当な理由なくこれを拒否できない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(菊陽町障害児夏休みデイサービス事業実施要綱等の廃止)

2 菊陽町日中一時支援事業(日中短期入所)実施要綱(平成18年菊陽町要綱第45号)及び菊陽町障害児タイムケア事業実施要綱(平成18年菊陽町要綱第46号)は、平成19年6月30日をもって廃止する。

附 則(平成20年3月28日要綱第14号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年7月17日要綱第21号)

この要綱は、平成21年7月18日から施行する。

附 則(平成22年3月30日要綱第15号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月30日要綱第37号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年9月30日要綱第39号)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第11号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

障害者等を対象とする職員配置基準

事業に従事する職員には、障害者等に対し適切な対応を行う能力を有する者を充て、障害者等の人数や状況に応じて、おおむね次表のとおり配置するものとする。

平均利用予定障害者等の数	2～3人	4～5人	6～10人	11～15人
※有資格者	1	1	1	1
指導員	0	1	2	3

※有資格者：保育士、障害児(者)施設や特別支援学校に勤務した経験のある者、特別支援学校に入通所経験のある児童等の保護者など

別表第2(第3条関係)

医療的ケアを行う場合の基準

人員配置	医療的ケアが必要な障害者等を受け入れる時間帯に常時、看護師等を1名以上配置していること。ただし、利用者支援に支障がない場合は、障害福祉サービス事業所等に配置された看護師等が兼務しても差し支えない。
設備	受入可能な設備を完備していること。

※看護師等：看護師免許を有する者、准看護師免許を有する者、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第4条第1項に定める認定特定行為業務従事者認定証の交付を都道府県知事から受けた者

別表第3(第11条関係)

事業所種別		事業費		
		4時間以下	4時間超	送迎加算
1	通常の事業所	2,000円	1時間ごとに500円を加算	片道につき500円を加算
2	通常の事業所のうち、第3条第2項に掲げる医療的ケアが必要な障害者等に対して提	4,000円	1時間ごとに1,000円を加算	片道につき500円を加算

	供した場合			
3	障害者等のうち、障害福祉サービスの行動援護の対象者又はこれに相当する者に対して提供した場合	4,000円	1時間ごとに1,000円を加算	片道につき500円を加算
4	療養介護事業所に係る施設、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設(医療施設において医療が必要と認められた障害者等に対して提供した場合)	6,000円	1時間ごとに1,500円を加算	片道につき500円を加算